⑷　工事内容
敷地面積　18,958㎡
［庁舎］
構　　造　鉄筋コンクリート造　地上６階
地下１階建て
建築面積　約3,800㎡
延べ面積　約20,400㎡
用　　途　庁舎（研修施設）
工事種目　空気調和設備、換気設備、排煙設備、自動制御設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、厨房設備、ガス設備、水処理設備、雨水利用設備
⑸　工期　契約締結の翌日から平成27年３月17日まで。
⑹　使用する主要な資機材　直だき吸収例温水機　約２台、コンパクト形空気調和機　約20台、ファンコイルユニット　約170台、マルチパッケージ形空気調和機　約４組、ガスマルチパッケージ形空気調和機　約４組、空冷式パッケージ形空気調和機　約160台、受水タンク　約１台、温水発生機　約２台、太陽熱集熱器　一式、浴槽ろ過ユニット　一式
⑺　本工事は、入札時にＶＥ提案として「管理・研修エリアの中央空調方式系統の空調システムをより効率よく運転するために配慮した施工に関する提案」を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ（総合評価落札方式）の試行工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑻～⒂　第１号１⑻～⒂に同じ。
２　競争参加資格
⑴　第１号２⑴①に同じ。
⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上であること（⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。
⑷　第１号２⑴④に同じ。
⑸　平成９年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす暖冷房衛生設備の新設工事（工事種目についてシステム一式を施工していること。）を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。
㋐
１．建物用途　下記のａ）、ｂ）、ｃ）又はｄ）のいずれかに該当する施設
ａ）同種施設　研修施設又は事務所・庁舎
ｂ）類似施設　研修室、会議室、事務室（上級室を含む。）、教室、人文科学系の研究室及びこれらに類する室の合計面積（これらに付属する共用部分を含む）が、申請建物全体の延べ面積の１／２を超える建物
ｃ）複合用途施設１　「ａ）同種施設」と認められる部分の床面積が、「２．延べ面積」以上ある建物
ｄ）複合用途施設２　「ａ）同種施設」と認められる部分の床面積が、申請建物全体の延べ面積の１／２を超える建物
２．延べ面積　15,000㎡
３．階　　数　３階以上
４．工事種目　下記ａ）及びｂ）の施工実績を有すること。ただし同一工事での施工実績でなくてもよい。
ａ）空気調和設備
ｂ）排水設備

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記㋐の施工実績を有し、他の構成員は下記㋑の施工実績を有すること。
㋑
１．建物用途　㋐１．に同じ
２．延べ面積　5,000㎡以上
３．工事種目　空気調和設備
また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
⑹　第１号２⑴⑥に同じ。
⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　１級管工事施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。
②　１人の者が、平成９年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす暖冷房衛生設備設備の新設工事（工事種目についてシステム一式を施工していること。）を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、建築一式工事における施工経験は含まない。
１．建物用途　⑸㋐１．に同じ
２．延べ面積　⑸㋐２．に同じ
３．階　　数　⑸㋐３．に同じ
４．工事種目　空気調和設備
なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。
また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。
複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の施工経験を有していること。
③　第１号２⑵③に同じ。
⑻、⑼　第１号２⑴⑦、⑧に同じ。
⑽　第１号２⑶に同じ。
⑾　第１号２⑴⑨に同じ。
３　総合評価に関する事項
⑴、⑶、⑸　第１号３⑴、⑶、⑸に同じ。
⑵　総合評価の方法
①、③　第１号３⑵①、③に同じ。
②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐、㋑のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋒の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。
㋐　技術提案の項目として「管理・研修エリアの中央空調方式系統の空調システムをより効率よく運転するために配慮した施工に関する提案」
㋑　工事全般の施工計画
㋒　施工体制（施工体制評価点）
④　②㋐、㋑、㋒の評価項目について、関係法令を遵守し、現場説明書、特記仕様書、図面及び標準仕様書に規定する、一般的な施工機械により施工（詳細は入札説明書参照。）及び管理する方法を用いて作業を行う者で、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に標準点（100点）を与え、さらに②㋐の技術提案及び②㋑の施工計画並びに②㋒の施工体制の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。なお、②㋐の技術提案を行わない者は、②㋑、㋒の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。
⑤　②㋐の「管理・研修エリアの中央空調方式系統の空調システムをより効率よく運転するために配慮した施工に関する提案」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（40点）、Ⅳ（30点）、Ⅲ（20点）、Ⅱ（10点）、Ⅰ（４点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。